

出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案要綱

一 告示で定住者の地位を定める場合についての日本人の子孫に対する配慮規定の追加

法務大臣は、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の告示で同法別表第二の定住者の項の下欄に掲げる地位を定める場合には、日本人の子として出生した者の実子の実子を含め、日本人の子孫に対する特別の配慮をするものとする。 (第七条第三項関係)

二 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。 (附則関係)

三 その他所要の規定の整理を行うこと。